

## 江南市浸水防止施設設置費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浸水による家屋の被害を防止するため、浸水防止施設を設置するものに対し、予算の範囲内において江南市が交付する浸水防止施設設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し、江南市補助金等交付規則（昭和31年規則第3号）の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、「浸水防止施設」とは、浸水による家屋の被害を防止するための施設で、市長が適当であると認めるものをいう。

### (補助の対象)

第3条 補助金は、浸水による家屋の被害が発生するおそれがあると市長が認める地区内において、浸水防止施設を設置するもの（以下「補助事業者」という。）に対して交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する浸水防止施設については、補助金の交付対象としない。

(1) 国、他の地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人若しくは同条第3項に規定する大学共同利用機関法人、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険、高速道路株式会社法（平成16年法律第89号）第1条に規定する会社、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫等が設置するもの

(2) 家屋の新築（大規模な改築を含む。以下同じ。）に伴い、浸水防止施設を設置する場合（浸水により実際に被害を受けたため、同一敷地に家屋を新築する場合を除く。）

(3) 土地家屋の売買を業とする者が、営利を目的として所有している土地に浸水防止施設を設置する場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたもの

### (補助金の額)

第4条 市は、予算の範囲内において、浸水防止施設の設置に要する費用の額の10分の9に相当する額を補助事業者に交付する。ただし、その額は200,000円を超えないものとする。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を補助金とする。

3 補助金の交付は、工作物により仕切られた一敷地につき1回を限度とする。ただし、第12条第1項に規定する期間を経過した場合及び市長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、あらかじめ浸水防止施設設置費補助金交付申請書(様式第1。以下「補助金交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事場所の案内図
- (2) 工事の図面(配置平面図及び構造図)
- (3) 工事見積書の写し
- (4) 誓約書(様式第2)
- (5) 浸水被害証明書(様式第3。市が浸水被害状況報告を受けていない場合のみ。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類(ブロック、出入口部等の製品カタログ等)

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定する。

- 2 前項の規定により、補助金を交付すると決定したものについては、浸水防止施設設置費補助金交付決定通知書(様式第4)により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(変更承認申請書)

第7条 第6条第2項の規定により補助金の交付決定の通知を受けたもの(以下「補助対象者」という。)が、補助金申請内容を変更する場合または補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、浸水防止施設設置費補助事業変更申請書(様式第5)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更申請書の提出があったときには、変更内容を審査検討し、前条の規定による交付決定の内容及びこれに付した条件に著しく異なる変更があると認めるときは、同条の規定による決定を変更することができる。
- 3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合は、事業完了予定日の前日までに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(完了報告)

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後30日以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、浸水防止施設設置費補助事業実績報告書(様式第6)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事写真
- (2) 施工業者からの請求書及び領収書の写し
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付金額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により提出された完了報告の内容の審査及び現地確認等を行い、補助事業の成果が補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、浸水防止施設設置費補助金交付確定通知書（様式第7）により補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、浸水防止施設設置費補助金交付請求書（様式第8）による補助対象者からの請求に基づき、補助金を交付する。

(維持管理等)

第11条 前条の規定により補助金の交付を受けた者は、設置した浸水防止施設の機能を保全するため、点検、清掃等適切な維持管理に努めるものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、設置した浸水防止施設を、市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、若しくは担保に供し、または取り壊してはならない。

(取得財産の処分の制限)

第12条 浸水防止施設設置費補助事業で取得した財産（以下「取得財産」という。）の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案し、別表に掲げる期間とする。

2 前項の規定により定められた期間内において、やむを得ない事情により取得財産を処分しようとするときには、浸水防止施設設置費補助事業財産処分承認申請書（様式第9）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による浸水防止施設設置費補助事業財産処分承認申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該申請の内容を調査し、取得財産の処分が真にやむを得ない事情によるものと認めたときは、当該処分を承認し、浸水防止施設設置費補助事業財産処分決定通知書（様式第10）により、当該申請者に通知するものとする。

(財産のき損または滅失)

第13条 取得財産が天災その他の事故によりき損し、または滅失したときは、速やかに浸水防止施設設置費補助事業財産亡失報告書（様式第11）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、取得財産の処分を制限する期間を経過している場合は、この限りでない。

(補助金交付の取消し)

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(変更決定及び取消し決定の通知)

第15条 市長は、第7条第2項及び前条の規定により、当該補助金の交付内容の変更をした場合は、浸水防止施設設置費補助金変更交付決定通知書（様式第12）により当該補助対象者に通知する。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているとき、または第12条第3項の規定により取得財産の処分を承認した場合において、返還すべき補助金があるときは、期間を定めて補助金の返還を命ずることができる。

(現地調査)

第17条 市長は、補助事業を適正に執行するため、必要に応じて工事の施工状況等を現地において、調査することができる。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、市長が別に定める。

別表（第12条関係）

設備名	処分の制限
浸水防止板（木製・樹脂製）	10年
浸水防止板（金属製）	45年

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 浸水防止施設設置費補助金交付申請書

年 月 日

江 南 市 長

申 請 者 住 所 〒 \_\_\_\_\_  
(所有者)

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 Ⅱ \_\_\_\_\_

浸水防止施設設置費補助事業について補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

工 事 場 所	<input type="checkbox"/> 自宅に同じ <input type="checkbox"/> 江南市		
設 置 す る 浸水防止施設	m		
交 付 申 請 額	金 円		
	算定式		
工 事 期 間	補助金交付決定通知日から 年 月 日まで		
施 工 業 者	所 在 地		
	事 業 者 名		
	担 当 者 名		
	TEL		
添 付 書 類	(1) 工事場所の案内図 (2) 工事の図面 ①配置平面図 (浸水防止施設の位置・延長等を明記) ②構造図 (浸水防止施設の各構造の寸法・鉄筋の太さ及びピッチ等を明記) (3) 工事見積書の写し (4) 誓約書（様式第2） (5) 浸水被害証明書（様式第3） (市が浸水被害状況報告を受けていない場合のみ) (6) 市長が必要と認める書類 (ブロック、出入口部等の製品カタログ等)		

※注意 □のところは、該当するものに✓印を記入してください。

# 誓 約 書

年 月 日

江 南 市 長

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
(所有者) 氏 名 \_\_\_\_\_

江南市浸水防止施設設置費補助金の交付申請にあたり、工事完了後は、浸水防止施設を適正に維持管理し、効用発揮に努めることを誓うとともに、事故防止、安全対策に努めます。

なお、工事完了後、浸水防止施設自体の変形、破損から、第三者または建物等に事故、問題等が生じた場合において、江南市にその損害賠償を請求いたしません。

また、浸水防止施設設置後、その施設において境界の問題が生じた場合は、補助金を返納し、自己の責任においてその構造物を撤去するものとします。

## 浸水被害証明書

年 月 日

江 南 市 長

証明者 住 所  
氏 名 ⑩

下記の者が江南市浸水防止施設設置費補助金の交付申請にあたり、平成12年9月におきました豪雨（東海豪雨）以降に、浸水による家屋の被害を受けたことを証明いたします。

### 記

申 請 者	住 所	
	氏 名	
被害を受けた家屋の住所		



## 浸水防止施設設置費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

江南市長 印

年 月 日付け 第 号で申請のありました浸水防止施設設置費補助金の交付について、審査の結果、次のとおり交付することに決定したので通知します。

### 記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金交付の条件

(1)江南市浸水防止施設設置費補助金交付要綱並びに要領に従うこと。

## 浸水防止施設設置費補助事業変更申請書

年 月 日

江 南 市 長

申 請 者 住 所 〒 \_\_\_\_\_  
(所有者) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 TEL \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた、浸水防止施設設置費補助事業を次のとおり（  内容変更・  廃止・  中止）します。

工 事 場 所	<input type="checkbox"/> 自宅に同じ <input type="checkbox"/> 江南市
---------	--

【変更前】

【変更後】

設 置 す る 浸 水 防 止 施 設	m	m
交 付 申 請 額	金 円	金 円
	算定式	算定式
工 事 期 間	年 月 日まで	年 月 日まで
変 更 理 由		
添 付 書 類	(1) 工事の図面 (変更前、変更後) (2) 工事見積書の写し (変更前、変更後) (3) その他市長が必要と認める書類 (浸水防止施設の構造変更の説明ができる図等)	

※注意 のところは、該当するものに✓印を記入してください。

# 浸水防止施設設置費補助事業実績報告書

年 月 日

江南市長

申請者住所〒  
(所有者)

氏名

連絡先 TEL

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた、浸水防止施設設置工事が完了したので報告します。

工事場所	<input type="checkbox"/> 自宅に同じ <input type="checkbox"/> 江南市
設置した 浸水防止施設	m
工事精算額 (補助金額)	金 円 算定式
工事完了日	年 月 日
添付書類	(1) 工事写真 (浸水防止施設の施工状況がわかるもの) (2) 請求書及び領収書の写し (3) その他市長が必要と認める書類

※注意 □のところは、該当するものに✓印を記入してください。

## 浸水防止施設設置費補助金交付確定通知書

第 号  
年 月 日

様

江南市長 印

年 月 日付け 第 号で申請のありました浸水防止施設設置費補助金  
について、次のおり交付することに確定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付確定額 金 円

## 浸水防止施設設置費補助金交付請求書

年 月 日

江 南 市 長

補助対象者 住 所 〒

氏 名

請求金額                      金 円

ただし、年 月 日付け 第 号で補助金交付確定通知のあった浸水防止施設設置費補助金を、江南市浸水防止施設設置費補助金交付要綱に基づき、上記のとおり請求する。

なお、受領するにあたり、下記口座を振込先口座として指定する。

振込先	金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行	<input type="checkbox"/> 本店
		<input type="checkbox"/> 信用金庫	<input type="checkbox"/> 支店
		<input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> 出張所
	預金の種類	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
	口座番号		
フリガナ			
口座名義			

※注意 □のところは、該当するものに✓印を記入してください。

# 浸水防止施設設置費補助事業財産処分承認申請書

年 月 日

江 南 市 長

住 所 〒 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 TEL \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた、浸水防止施設設置費補助事業で取得した財産を処分したいので、江南市浸水防止施設設置費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり申請します。

## 記

1. 処分しようとする 財 産	該当する項目に○を囲んでください。 浸水防止板（ 木製 ・ 樹脂製 ・ 金属製 ） その他（ ）
2. 処分しようとする 内 容	該当する項目に○を囲んでください。 交換 ・ 譲渡 ・ 貸与 ・ 担保 ・ 廃棄 ・ その他 その他（ ） 具体的に記入
3. 処分しようとする 時 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
4. 処分しようとする 理 由	（ ）

## 浸水防止施設設置費補助事業財産処分決定通知書

第 号  
年 月 日

様

江南市長 ㊟

年 月 日付け 第 号で申請のありました、浸水防止施設設置費補助事業財産処分承認申請書について、次のとおり承認したので、江南市浸水防止施設設置費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、通知します。

### 記

- 1 補助金の返還の有無 有 ・ 無
- 2 補助金の返還額 金 円
- 3 補助金の返還期日 年 月 日 まで
- 4 財産処分の条件

(1)江南市浸水防止施設設置費補助金交付要綱並びに要領に従うこと。

## 浸水防止施設設置費補助事業財産亡失報告書

年 月 日

江 南 市 長

住 所 〒 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 TEL \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた、浸水防止施設設置費補助事業で取得した財産が天災、その他の事故により亡失したので、江南市浸水防止施設設置費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、次のとおり報告します。

### 記

1. 亡失した財産	該当する項目に○を囲んでください。 浸水防止板（ 木製 ・ 樹脂製 ・ 金属製 ） その他（ ）
2. 亡失の区分	該当する項目に○を囲んでください。 き損 ・ 滅失
3. 亡失の時期	年 月 日 から 年 月 日 まで
4. 亡失の状況	〔 〕
5. 亡失の原因	〔 〕
6. 亡失後の対応	〔 〕



## 浸水防止施設設置費補助金変更交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

江南市長 印

年 月 日付け 第 号で変更申請のありました浸水防止施設設置費補助金について、審査の結果、次のとおり変更することに決定したので通知します。

### 記

- 1 補助金変更交付決定額 金 円
- 2 変更となる事業内容